

2014年8月6日

各 位

会社名	新華ホールディングス・リミテッド (URL : www.xinhuaholdings.com/jp/)
代表者	最高経営責任者 (CEO) レン・イー・ハン
連絡先	(東証マザーズ コード番号 : 9399) 経営企画室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

第三者割当によるA種優先株式の発行に関するお知らせ

新華ホールディングス・リミテッド (以下、「当社」といいます。)は、本日当社の取締役会において、当社の取締役会長、CEO 及び CFO であるレン・イー・ハン氏 (以下、「レン氏」といいます。) に対して、第三者割当による 225,000 株の A 種優先株式の発行を決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、取締役会決議を行うに当たって、レン氏は特別利害関係を有するため、決議に参加せず、残りの取締役に より全会一致で承認されております。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2014年8月6日
(2) A種優先株式発行数	225,000株
(3) 発行価額	A種優先株式1株当たり23.24香港ドル(308円)
(4) 資金調達額	5,229千香港ドル(69,389千円)
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により225,000株をレン氏に割当てる
(6) 議決権	A種優先株式1株当たり1議決権
(7) 償還条件	発行から6ヶ月後より株主総会の承認を得た後に償還可能。ただし、償還価額は、当社が償還請求する場合には、発行から6ヶ月以内に当社の上場されている普通株式の終値が20日間連続で22.5香港ドル(299円)(※注)を下回った場合、償還価額はA種優先株式の発行価額の90%とするが、その他の場合、発行価額と同額となり、他方、株主が償還請求する場合には、発行から6ヶ月後から12ヶ月後までの間は、発行価額から別途定める算式により一定の減額をした価額、また、発行から12ヶ月を経過した後は、発行価額と同額となる。
(8) 配当	普通株式と同等。
(9) 破産・清算時の優先的 残余財産分配権	破産・清算時にA種優先株式は、普通株式に優先される。
(10) 株式の上場	東京証券取引所において上場されない

(11) 譲渡	当社の取締役会の承認を要する
---------	----------------

※注：なお、かかる金額は、当社から償還請求する場合に、普通株式の株価が発行時よりも一定程度下がっている場合には、償還価額も一定の割引を行うべきとの考えから、過去 2 年間の中で当社の株価が特に低迷していた時期（2012 年 11 月 20 日から 2012 年 12 月 14 日までの 18 連続取引日）に株価が 306 円（約 23 香港ドル）を下回っていたことを参考に、割当予定先と条件交渉を行い決定しました。発行から 6 ヶ月以内に東京証券取引所にて上場されている当社の普通株式の終値（日本円）が 22.5 香港ドルを下回っているかは、同日の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の外国為替相場（仲値）により都度換算し判断します。なお、上記 22.5 香港ドルの日本円として記載した 299 円は、2014 年 7 月 31 日付の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の外国為替相場（仲値）により換算しています。

2. 募集の目的及び理由

当社の発行可能株式数は、2,500,000 株であり、内 2,275,000 株は普通株式、また 225,000 株は優先株式に割当てられています。本日 2014 年 8 月 6 日現在における、普通株式及び優先株式の発行済株式数は、マッコーリー・バンク・リミテッドに発行した行使価額修正条項付新株予約権等の行使が進むなどした結果、それぞれ 2,274,999.79 株及び 0 株であり、普通株式の発行可能株式数はほぼ使用されています。現在これ以上普通株式の発行により必要十分な資金を調達することができない中、追加の資金を調達するため、当社の取締役会は、レン氏に対して 225,000 株の優先株式を、第三者の評価による評価書に記載された算定結果に従い、A 種優先株式 1 株あたり 23.24 香港ドル（308 円）の発行価額にて発行することを決議しました。発行の際、当社に払込まれる総額 5,229 千香港ドル（69,389 千円）は主に監査法人及び法律事務所等の専門家費用の支払いのために使用します。

A 種優先株式は東京証券取引所において上場はしませんが、普通株式同様の議決権が与えられます。割当予定先は普通株式の株主と同等の条件で、配当を受ける権利を有しますが、配当の支払いには株主総会の承認が必要となります。割当予定先は A 種優先株式の発行より、最低 6 ヶ月間は A 種優先株式を継続して保有する必要があります。また 6 ヶ月間は A 種優先株式を償還することができず、当該 6 ヶ月が経過した後も A 種優先株式を償還するには当社の株主総会の承認が必要となります。この手続きを経ることにより当社又は割当予定先の選択により償還することが可能となります。ただし割当予定先が発行から 6 ヶ月後かつ 1 年以内に、償還を行う場合、償還価額は発行価額の 10% を上限として減額されます。A 種優先株式は普通株式に転換することはできません。当社としては、割当予定先からの請求がない限り、現時点において A 種優先株式を償還する予定はありません。また現在割当予定先には A 種優先株式を償還する具体的な計画や考えはありません。なお A 種優先株式を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要します。償還価額の上限は、発行価額となります。また当社は割当予定先に、償還通知に記載のある償還日に償還額を全額支払うものとしします。その他 A 種優先株式の詳細に関しては、11 項「11. 発行要項」をご参照ください。

当社は CEO であるレン氏を中心とした新経営陣のもと、当社グループの事業の立て直しを進めていますが、当社グループの財政状況は、安定しておらず収益向上には至っておりません。2014 年 3 月 31 日までの第 1 四半期連結累計期間における当社グループの純損失は 950 千米ドル（98 百万円）となっており、財務基盤の安定化が課題となっております。現金収支はマイナスとなっており、収益力の高い事業を成功裡に展開できるかどうかの見通しも不透明であることから、当社グループの継続企業の前提には重要な疑義があります。当社グループの既存事業の売上高は減少している一方で、販売管理費は依然として高い状況です。

また現在、当社には2014年5月20日に開示しました「(続報) 仲裁を求める書面の受領に関するお知らせ」のとおり、仲裁手続きを進めている案件、また2014年5月29日に開示しました「(続報) 「特別損失の計上見込みに関するお知らせ」」の経過について」とおり、今後当社に対する訴訟に発展する可能性のある案件があり、弁護士費用が当初の予想を大幅に上回っております。

そのため当社は、2013年12月20日に第三者割当により行使価額修正条項付新株予約権を発行しましたが、更なる資金調達が必要となりました。そこで今回レン氏へのA種優先株式の割当により支出が予定されている主に監査法人及び法律事務所等の専門家費用の支払いのための資金を確保し、その後、上記の仲裁手続きを進めている案件及び訴訟に発展する効能性のある案件について進展があった場合に追加で発生する弁護士費用及び新規事業に着手する為の費用を確保する為、更に資金調達することを予定しています。具体的な方法としては、当社の株主総会にて普通株式及び優先株式の発行可能株式数をそれぞれ増加させるための承認を得た上で、更に資金調達を進めることを計画しています。レン氏もこの計画に賛成する意向であり、当社としても今回レン氏にA種優先株式を発行することにより、当面の必要資金を確保できること及び株主総会にて発行可能株式数の増加に係る特別決議を得るために同氏の賛成を得ることができるとも合わせて検討し、A種優先株式のレン氏への割当てを決定しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	5,229千香港ドル (69,389千円)
② 発行諸費用の概算額	633千香港ドル (8,403千円)
③ 差引手取概算額 (① - ② = ③)	4,596千香港ドル (60,986千円)

(注)

- (i) A種優先株式発行に係る発行諸費用は、価額算定費用として50千香港ドル(664千円) (算定機関: RHL Appraisal Limited、所在地: Room 1010, Star House, Tsimshatsui, Kowloon, Hong Kong、Director: Alexander C.Y. Lau)、その他、書類作成費用及び専門家費用等で約7,740千円を予定しております。
- (ii) 発行諸費用概算額には、消費税等は含まれておりません。
- (iii) 上記差引手取概算額は、A種優先株式の発行価額の総額69,389千円から、A種優先株式に掛かる発行諸費用の概算額8,403千円を差し引いた金額を示しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額	支出予定時期
①	主に監査法人及び法律事務所等の専門家費用	4,596千香港ドル (60,986千円)	2014年8月から 2015年3月ころ

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、主に上記の監査法人及び法律事務所等の専門家費用として使用する予定です。当社における必要な支払をするために不可欠な資金であるため、資金使途は合理的であると判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、A 種優先株式の割当に関する諸条件を考慮した A 種優先株式の価額の評価を独立第三者である算定機関 RHL Appraisal Limited に依頼しました。

RHL Appraisal Limited（以下、「RHL Appraisal」）は、1972年に設立されたコーポレート・バリュエーション・コンサルティングを専門とするアジア太平洋地域におけるパイオニア的な存在である RHL International Group（以下、「RHL Group」といいます。）に属しています。RHL Group はバリュエーション及びコンサルティングの分野において高度かつ専門的なサービスを上場・非上場会社に提供しています。RHL Appraisal は 2000年に設立され、会計、ファイナンス、ファイナンス・エンジニアリング、法律及び不動産等の様々な分野において専門知識を有するバリュエーションの専門家チームにを通してコーポレート・バリュエーション及びアドバイザリーの分野にてサービスを提供しています。RHL Appraisal は主に香港の 100 以上の上場会社の金融商品にバリュエーションを提供しており、内 50 社以上は（当社と同じく）ケイマン諸島設立の会社であり、その多くが中国又は香港にて事業を展開しております。当社は上記の理由により RHL Appraisal を A 種優先株式の価額を算定する機関として選択しました。

本算定評価は、A 種優先株式の発行要項並びに当社の財務諸表、普通株式の株価及び市場データを踏まえたうえで、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。当該評価書の概略は以下のとおりです。

モンテカルロ・シミュレーション・モデル

優先株式の特徴的な経路の傾向に従い、優先株式の価値をモンテカルロ・シミュレーション・モデルで算出しています。当該モデルにより（任意の）1 万パターン of 株価の経路及びその後各々の経路における償還価額のキャッシュ・フローをシミュレーションしています。

前提

1. 優先株式の発行価額について、取締役会の発行決議日前日から起算して直近 3 ヶ月（2014 年 5 月 7 日から 2014 年 8 月 5 日）の普通株式の平均株価（548 円）を基に、市場性がないことを理由としたディスカウントを行っております。
2. 市場性のディスカウントは 35% としております。
3. 優先株式を譲渡する可能性はないことを前提としています。
4. 優先株式の満期日に相当する償還日は発行日から最長 100 年であることを前提としています。
5. ディスカウントレートは 9.43% であることを仮定しています。

直近 3 ヶ月の普通株式の平均株価の使用に関して

RHL Appraisal は、当社の以下の考えに基づき、直近 3 ヶ月の普通株式の平均株価を使用しています。

当社の普通株式は近時ボラティリティが高くなっており、当社による情報開示の有無やその内容と関連性を見出し難い形で株価のボラティリティが高くなっている可能性も否定できないと考えております。そのため、直前日の株価が当社の普通株式の公正価値を反映しているといえるかには疑問があります。従って、当社は、

普通株式の価値の算定にあたっては、上記のような、合理的な理由を見出し難い株価の短期間で乱高下を平準化するべく、ある程度長期間の平均値から現時点での公正価値を推知するのが妥当であると考えております。この点、直近6か月という長期間では、当社の経営陣の同意を得ない者による株式の大量取得のニュースがあった時期等を含んでしまい適切でないと考えております。他方で、直近1か月間という短期間でみると、当社として特段重要性が高いと思われる適時開示は行っていないと認識しているにもかかわらず、株価は大きく変動したものとみられ、投機的な売買等が株価に影響を与えた可能性が否定できないと考えております。このため、現時点での公正価値を推知するためには、直近3か月の平均を用いるのが最も適切であると判断しました。なお、当社普通株式の直近1ヶ月の平均株価は（628円）、直近6ヶ月の平均株価は（606円）、直前営業日の終値は（680円）です。

市場性ディスカウントに関して

RHL Appraisal の考え方；上場株式は市場で取引及び譲渡できますが、A種優先株式はできないため、市場性がないことによるディスカウントは、優先株式の価値を評価する際に適用されております。市場性ディスカウントは、一般的に同一会社の上場されていない株式の価額を算定するために、上場されている株式から当該市場性ディスカウントを割引くことで使用されています。RHL Appraisal の専門知識、調査及び研究結果等により市場性ディスカウントは、制限株式やIPO前の株を含む様々な事例を参照することにより求めることができます。ただ今回はIPOとは関係がないためIPO前の株のモデルは適用できません。そこで制限株式の研究、学説及び事例等から求められた市場性ディスカウント率のレンジ（13%～50%）の中からRHLは中間値に近い35%を選択・適用しています。

当社の考え方；当社としてもRHL Appraisalが上記のとおり、専門知識、調査研究、学説及び事例等に基づいた市場性ディスカウント率を選択・適用しているため妥当であると考えています。

優先株式を譲渡する可能性に関して

RHL Appraisal の考え方；優先株式を譲渡する可能性はないことを前提としています。その根拠は取締役会が償還価額より高い価額にて第三者に売却することを承認する可能性が極めて低いためです。保有者が取締役会に償還価額より高い価額にて第三者に売却することを要求した場合、優先株式を償還した上で、改めて優先株式を当該第三者に対して、より高い価額で発行するのが合理的であるためです。

当社の考え方；当社としても上記RHL Appraisalの考えと同一の考えであるため、優先株式の譲渡に関する前提として合理的であると判断しています。

優先株式は発行日より最長で100年目に償還する仮定に関して

RHL Appraisal の考え方；優先株式は発行日より最長で100年目に償還されるものと仮定しています。保有者または発行者による、最適なより早い時期の償還は、優先株式のプット価値及びコール価値を継続価値と比較することにより考慮されています。プット価値が継続価値より高い場合、保有者は優先株式のより早い時期の償還を発行者に請求することを選択し、また継続価値がコール価値より高く、かつコール価値がプット価値より低い場合、発行者は優先株式のより早い時期の償還を選択するものとしています。また優先株式は、株主の承認を得ることを条件に6ヶ月後から償還できますが、償還の有無に関わらず、優先株式には普通株式同

様期限はありません。モンテカルロ・シミュレーション・モデルを適用する場合、期限を仮定する必要があり、この仮定を最長 100 年としています。優先株式が償還される様々な時点における現在価値を求めるために当該 100 年間に於ける様々なシミュレーションが使用されます。

当社の考え方；当社としてもモンテカルロ・シミュレーション・モデルの中でより多くのシミュレーションを使用するため最長 100 年間の期間を設定することで、より公正な価格を求めることができると考えていること、また当社及びレン氏の双方が現時点で優先株式を償還する予定がないこととも整合するため、RHL Appraisal が使用している上記考えが妥当であると判断しています。

9.43%（一定）のディスカウントレートを使用していることに関して

RHL Appraisal の考え方；理論的に利率は時間の経過とともに平均利率に戻る傾向があり、また必ずしも通常の散布に従わないとされています。様々な利率及びディスカウントレートを使用するより、カレント利率に基づいて算出した一定のディスカウントレート（9.43%）を使用することがより適切であるとしています。なお、当該ディスカウントレートは、リスクフリーレート（2.25%）、信用スプレッド（5.08%）、カントリーリスクプレミアム（0.60%）及び流動リスクプレミアム（1.50%）の合計により求められ、また本算出方法は香港にて一般的に採用されている手法です。

当社の考え方；当社としても RHL Appraisal の上記利率に関する考え及びディスカウントレートの算出方法が香港にて一般的に採用されている手法であることを踏まえ、より公正な価格を求めるためにカレント利率に基づいて算出された一定のディスカウントレートを使用することが妥当であるとと考えています。

RHL Appraisal が上記のモンテカルロ・シミュレーション・モデル及び前提を基に算出した算定評価額は、23.24 香港ドル（308 円）です。当社としては、独立第三者機関である RHL Appraisal が算出した上記算定評価額を公正であると判断し、A 種優先株式 1 株あたりの発行価額とすることを決議しました。

なお、発行価額の適法性につきましては、本日開催の取締役会にてレン氏を除く取締役 2 名全員が、現状当社の緊急な資金需要を満たすための唯一の資金調達手段であることを踏まえ、上記のモンテカルロ・シミュレーション・モデル及び前提を基に独立第三者である算定評価機関により算定された価額であることを考慮し、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり算定機関である RHL Appraisal は上記のとおり A 種優先株式の発行要項、当社の財務諸表並びに普通株式の株価及び市場データを踏まえた上で、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施して発行価額の公正価値を算定していること、また発行価額は当該算定機関の評価額としているため、当該発行価額は合理的かつ公正であるとと考えています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は 2,274,999.79 個（自己株式はありません。）で、発行される当社 A 種優先株式に係る議決権の数は 225,000 個であり、希薄化率は 9.89% となります。このように、希薄化率は決して低いとはいえ、最近の出来高と比較しても数が多いことも否めませんが、今回調達する資金は、運転資金のために緊急に必要な状態です。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の情報

(1) 名	前	レン・イー・ハン
(2) 住	所	Marine Parade, Singapore
(3) 職業又は役職		取締役会会長、CEO及びCFO
(4) 当事会社間の関係		当社の取締役会会長、CEO及びCFO

なお、当社はレン氏が当社のCEOとして就任する際、同氏が反社会的勢力との間に一切関係がないことを記載した第三者発行の書面にて確認しており、同氏が反社会的勢力との間に一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて困難な状況にあると認識しています。当社グループが置かれた状況を勘案いたしますと、早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であります。またA種優先株式を発行した場合、借入をした場合に比べ利息が発生しない点も考慮に入れ、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、A種優先株式の発行による資金調達が、当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。またレン氏を割当先として選定した理由は、同氏が十分な資金を保有しており最も迅速にA種優先株式への申込に対応できること、反社会勢力との間に一切関係がないこと及び当社のCEOであり当社の経営陣と共に事業に関する決定を促進することができる立場にいたるためです。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

払込み金は、A種優先株式の発行前に当社の銀行口座に預け入れられなければならないこととしています。当社はレン氏の銀行口座の明細及びレン氏の親族からの借入に係るローン契約書の写しを入手することにより払込みに要する財産の存在について確認済みです。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

(2014年6月30日現在)

	氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済普通株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
1	カ) テクノグローバル	東京都中央区日本橋兜町	170,401	7.74%
2	SHK INV SVSC-SEGREGATED CLIENT A/C	東京都中央区日本橋	116,156	5.27%
3	アカバネ ノリヒコ	長野県上田市	91,200	4.14%
4	ミヤタ カズノリ	宮崎県都城市	78,611	3.57%
5	ロイヤルバンクオブカナダ SB- CLIENT	東京都品川区東品川	61,644	2.80%
6	ピクテアンドシエ 828060 ジョウ ダイミツイスミトモギンコウ	東京都千代田区大手町	43,769	1.99%
7	HSBC シンガポール PB A/C	東京都中央区日本橋	40,000	1.82%
8	ハマノ タケユキ	兵庫県神戸市	36,594	1.66%
9	クリタ トモヒト	沖縄県那覇市	27,405	1.24%
10	マゼランプロモーション (カ)	東京都渋谷区笹塚	24,500	1.11%

	合計	—	690,280	31.34%
--	----	---	---------	--------

(注) 2014年6月30日付の当社の普通株式の発行済株式総数は2,202,274.79株です。募集前の持株比率は2013年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。A種優先株式は、普通株式に転換できないため、A種優先株式にかかる潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりませんが、A種優先株式の発行により、割当予定先が取得する議決権の比率は9.00%となります。

(2) 優先株式

(2013年8月6日現在)

発行前			発行後		
氏名又は名称 住所	所有株式数 (株)	発行済優先株式総 数に対する所有株 式数の割合 (%)	氏名又は名称 住所	所有株式数 (株)	発行済優先株式総 数に対する所有株 式数の割合 (%)
該当なし	該当なし	該当なし	レン・イー・ハン Marine Parade, Singapore	225,000	100.00%

8. 今後の見通し

A種優先株式のレン氏への割当が当期（2014年12月期）の業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

A種優先株式割当は、希薄化率が9.89%となり、25%以上を超えません。また支配株主の異動も生じません。従って東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認の手續を要しません。ただし、A種優先株式は当社と特別利害関係があるレン氏への割当となるため、当社は、A種優先株式の割当に関する諸条件を考慮したA種優先株式の価額の評価書を独立第三者である算定機関RHL Appraisalより入手しました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

期		2011年12月期	2012年12期	2013年12期
連結売上高	千米ドル (百万円)	19,557 (2,011)	14,212 (1,462)	5,114 (526)
連結営業利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△13,492 (△1,388)	△5,532 (△569)	△6,567 (△675)
連結経常利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△7,590 (△781)	△6,677 (△687)	△6,465 (△665)
連結当期純利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△6,933 (△713)	△8,389 (△863)	△5,876 (△604)
1株当たり連結当期純利益／ 損失(△)	千米ドル (百万円)	△4.58 (△470.56)	△5.54 (△569.38)	△3.88 (△398.82)



1株当たり配当金	千米ドル (百万円)	-	-	-
1株当たり連結純資産	千米ドル (百万円)	8.47 (871.14)	3.39 (348.66)	0.17 (17.48)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2014年8月6日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,274,999.79	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	14,596	0.64%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況 (単位: 円)

	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期
始 値	1,472	528	473
高 値	2,149	635	949
安 値	495	265	343
終 値	518	465	729

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況 (単位: 円)

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	710	725	678	549	500	512
高 値	789	786	708	642	570	727
安 値	555	637	549	406	480	511
終 値	720	679	549	500	512	646

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価 (単位: 円)

	2014年8月5日
始 値	697
高 値	715
安 値	677
終 値	680

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当による新株予約権の発行（決議日 2013 年 12 月 20 日）

割当日	2013 年 12 月 20 日
発行新株予約権数	750,000 個
行使価額及び 行使価額の修正条件	当初本新株予約権行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）684 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（1 円未満切上げ）に修正されます。また、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の 50%に相当する額である 342 円以上であり、かつ当社の普通株式の額面金額である 20 香港ドル（又はこれに相当する日本円の金額）以上でなければならないこととされております。
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	503,250,000 円（差引手取概算額） 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合）を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行前の発行済株式総数	1,515,305.79 株
当該発行による潜在株式数	750,000 株
行使状況	行使済株式数：706,594 個 当社は未行使新株予約権数 43,406 個を割当先からの買戻請求により 2014 年 7 月 15 日 390,654 円（1 新株予約権あたりの発行価額である 9 円）にて全て買戻しています。前述のとおり現在当社はこれ以上普通株式を発行することができないため割当先との契約に基づく請求に従い、未行使新株予約権を買戻しました。
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	383,909,802 円
発行時における当初の資金使途	運転資金として 50～100 百万円程度 リストラクチャリング費用として 50～100 百万円程度 新規事業開拓として 100～303 百万円程度

現時点における 充当状況	以下のとおり 3,080 千米ドル(317 百万円)を運転資金として充当。2014 年 7 月 31 日現在		
		千米ドル	(百万円)
	監査法人支払	207	(21)
	賃料等	94	(10)
	給与等	266	(27)
	その他費用	162	(17)
	弁護士等専門家費用	1,041	(107)
	借入金返済・利息支払	1,310	(135)

11. 発行要項

2014 年 8 月 6 日発行新華ホールディングス・リミテッド A 種優先株式 (第三者割当)

発行要項

1. A 種優先株式の名称

2014 年 8 月 6 日発行新華ホールディングス・リミテッド A 種優先株式 (第三者割当) (以下「A 種優先株式」という。)

2. 申込期日

平成 26 年 8 月 6 日

3. 割当日

平成 26 年 8 月 6 日

4. 払込期日

平成 26 年 8 月 6 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての A 種優先株式をレン・イー・ハン氏に割り当てる。

6. A 種優先株式の総数

225,000 個

7. 各 A 種優先株式の払込金額

A 種優先株式 1 株当たり金 23.24 香港ドル (308 円)

「円」又は「日本円」とは、日本国で通用力を有する通貨を意味する。

8. 配当

当社の取締役会にて配当宣言がなされ配当が支払われる際は、A種優先株式を有する株主は、法的に配当可能な資金の中から、普通株式（当社の資本金として1株あたり20.00香港ドル計上されている株式（以下、「普通株式」といいます。）と同額の配当を受けるものとする。配当に関してA種優先株式には、当社の普通株式、A種優先株式以外のその他資本金として計上されている株式、又はその他の種類や等級で優先順位がA種優先株式と同等若しくは上位の株式に対して優先する権利はない。（なお、普通株式及びその他A種優先株式より優先順位が下位の株式を以下、「劣後株」と総称します）。配当の支払いは、金銭のみによる。

9. 優先的残余財産分配権

自発的であるか強制的であるか否かを問わず、当社が破産、解散又は清算した場合、A種優先株式を有する株主は、劣後株を有する株主に先立ち、実際に払込んだA種優先株式の払込金額と同額の香港ドル（但し、当該株式の株価に影響を与える新株予約権の発行、株式配当、株式併合及び株式分割その他株主資本の調整を必要とする事由が発生した場合、当該調整後の額）及び当該年度に配当宣言がなされたが未払の配当金がある場合は、当該未払配当金を加算した額に相当する残余財産の分配を受ける権利を有するものとする。当該分配の際、当社の、法的に分配可能な残余財産の総額が、A種優先株式を有する株主に分配すべき総額に満たない場合、残余財産はA種優先株式を有する株主にその保有割合に応じて比例的に分配する。A種優先株式を有する株主に上記に従った分配が全額なされた後、法的に分配が可能な残余財産は、当社の定款（以下、「定款」といいます。）に従い、劣後株を有する株主に分配する。

10. 議決権

A種優先株式を有する株主は、普通株式を有する株主と同等の当社の株主総会（以下、「株主総会」といいます。）における議決権を有するものとする。A種優先株式を有する株主は、1株につき1議決権を有するものとし、定款に従い全ての株主総会の招集通知を受領する権利を有する。

11. 転換

A種優先株式は、いかなる場合も普通株式に転換することはできないものとする。

12. 上場

A種優先株式は、東京証券取引所のマザーズ市場及びその他の市場において上場されないものとする。

13. 償還

13.1

A種優先株式は、発行から6ヶ月間（以下、「制限期間」といいます。）は償還することはできない。

13.2

当社とA種優先株式を有する株主の各々には、制限期間の後に当社の株主総会における普通決議による承認を得ていることを条件として、償還する優先株式数、償還日及び次項の定めに従い計算される償還額を記載した書面にて相手方に通知することにより、A種優先株式の一部又は全てを償還するよう請求する権利を有する。当社はA種優先株式を有する株主に、上記通知に記載のある償還日に償還額を全額支払うものとする。

13.3

A種優先株式を有する株主による償還：A種優先株式を有する株主の選択により、発行から6ヶ月後に株主総会にて普通決議を得た後、償還することができる。償還価額は以下の数式により計算され、その上限はA種優先株式の発行価額とする。

発行より1年以内の償還：

$$\text{償還価格}_1 = P_0 - \left(P_0 * 10\% * \frac{365 - n}{184} \right)$$

P_0 : 発行価格

n : 発行日からの経過日数

発行から1年以降の償還：

$$\text{償還価格} = P_0$$

13.4

当社による償還：当社は、A種優先株式を自らの選択により、発行から6ヶ月後に株主総会にて普通決議を得た後、償還することができる。A種優先株式の発行から6ヶ月以内に当社の上場されている普通株式の終値が20日間連続で22.5香港ドルを下回った場合、A種優先株式の償還価額は発行価額の90%とするが、その他の場合、A種優先株式の償還価額は発行価額と同額とする。発行から6ヶ月以内に東京証券取引所にて上場されている当社の普通株式の終値（日本円）が22.5香港ドルを下回っているかは、同日の株式会社三菱東京UFJ銀行の東京外国為替市場における外国為替相場（仲値）によりで都度換算することによりし判断する。

14. 譲渡制限

A種優先株式の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。

（注）上記の数値は、1米ドル＝102.85円、1香港ドル＝13.27円（2014年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の外国為替相場（仲値））にて換算しております。

以 上

新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及び日本を含むその他のアジアの地域において、金融サービス及びパブリックリレーションの事業分野において商品及びサービス並びにスマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。